

エコアクション21

環境活動レポート

2012年度版

(対象期間:2012年4月1日から2013年3月31日)

(発行日:2013年5月17日)



東邦車輛株式会社

目次

1. 組織の概要…P3
 - 1)事業所名及び代表者名…P3
 - 2)所在地…P3
 - 3)環境保全関係の責任者及び担当者連絡先…P3
 - 4)責任及び権限…P3～4
 - 5)事業の内容…P4
 - 6)事業の規模…P4
2. 認証・登録対象範囲…P4
3. 環境方針…P4
4. 環境目標…P4
 - 1)中期環境目標…P5
 - 2)環境への負荷実績…P5～6
 - 3)環境への取組状況…P6～7
5. 環境活動計画…P7
6. 環境目標の実績とその評価…P8
7. 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容…P8
8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反訴訟等の有無…P8～10
9. 代表者による全体評価と見直しの結果…P10～12
10. 社内菜園の取組み…P12
11. 横浜工場の活動…P13～P16
12. EA21拡大審査の計画…P17

1. 組織の概要

1) 事業者名及び代表者名

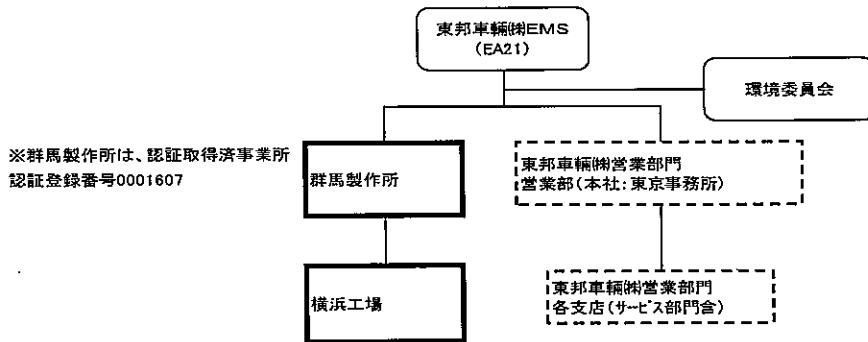
東邦車輪株式会社
社長

柏倉 陽一

2) 所在地

群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4120番地

東邦車輪環境活動（EA21）組織図



※点線枠内の横浜工場は、2013年度中に群馬製作所へ統合予定。営業部(本社)、営業部門(各支店)は、4年以内に段階的な拡大審査を行う予定。詳細はP17「12.EA21拡大審査の計画」を参照。

横浜工場所在地 〒236-0043 神奈川県横浜市金沢区大川3-1
営業部門(本社)所在地 〒230-0003 神奈川県横浜市鶴見区戸手3丁目2番43号

3) 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先

環境管理副責任者	: 高橋 誠 生産管理部部長
担当者	: 長嶋 隆 生産技術課課長
連絡先	: 電話 0276-99-1012 FAX 0276-99-1022

4) 責任及び権限

表1: 責任及び権限

担当	責任及び権限
最高責任者(サイトの経営者)	1)環境方針の作成・周知 2)環境管理責任者の任命 3)環境マニュアルの承認 4)EMSの実施および管理に必要な資源の準備 5)製作所全体環境活動計画書の承認 6)マネジメントレビューの実施 7)環境活動レポートの承認(外部への公表の承認を含む)
管理責任者	1)EMSの構築(環境マニュアルの審査)・運用 2)製作所全体環境活動計画書の審査 3)実施状況の最高責任者への報告(マネジメントレビューへのインプット) 4)EMS教育の計画・実施責任者 5)環境活動レポートの審査

担当	責任及び権限
EMS事務局(生産技術課長)	1)環境マニュアルの作成・配付管理 2)製作所全体環境活動計画書の作成 3)環境委員会の開催 4)環境活動レポートの作成 5)製作所全体年間環境教育計画書の作成 6)環境負荷に対する教育・訓練の計画・実施 7)外部からの苦情・要望受付、処理 8)法令規制事項の取りまとめ、最新情報の入手管理 9)環境上の想定される緊急事態の取りまとめ 10)緊急連絡網の作成、維持管理 11)環境上の緊急事態への定期的訓練の計画・実施 12)化学物質の取扱いに関する管理
各チームリーダー	1)チームの環境目標を作成する(チームの環境活動計画書を含む) ※チームリーダーにはそれぞれの活動における、実行・実施の権限がある
環境委員会メンバー	1)各チームの環境活動をフォロー 2)製作所全体の環境に関する事項を討議

5)事業の内容

特装自動車の開発・設計・製造・販売・サービス
 主要な製品:トレーラ、ローリ、アルミバン、飼料運搬車、吸引作業車

6)事業の規模

表2:事業の規模

活動規模	単位	2010年度	2011年度	2012年度
売上高	百万円	7,382	8,277	8,517
従業員	人	306	308	353
敷地面積	m ²	111,000	111,000	111,000
建家面積	m ²	32,220	32,220	32,220

2. 認証・登録対象範囲

認証登録対象組織 : 東邦車輛株式会社
 群馬製作所:群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4120番地
 認証登録の対象活動範囲 : 特装自動車の開発・設計・製造・販売・サービス

3. 環境方針

私達は、地球環境問題を自らの課題と認識し、「特装自動車」の設計・調達・生産・販売・発送業務を通して、環境にやさしい下記の活動の実践により、社会に貢献します。

1. 環境負荷低減を目指した製品開発・環境負荷の低い製品の販売に努めます。
2. 供給者との良好な関係を保ちながらグリーン調達を推進します。
3. 環境関連の法規制および当社が合意した取り決めを遵守します。
4. 資源とエネルギーの有効利用ならびに廃棄物の削減に対する環境目標を定め、目標達成のために次の活動を行い、定期的な評価と必要な是正を行います。
 - a) 電気・燃料・水道使用量の削減
 - b) 人・生態系に有害な化学物質使用量の削減
 - c) 紙資源の有効活用と使用量の削減
 - d) 廃棄物の再資源化率向上
5. 全従業員にこの環境方針を含む環境教育を行い、環境への意識向上に努めると共に全員参加で環境改善活動を行います。

2012年4月2日 改定 東邦車輛株式会社サイト最高責任者

4. 環境目標

環境への負荷状況と取組状況のチェック結果をもとに、温室効果ガス排出量、廃棄物排出量、総排水量などの削減に取組む事とした。

また、環境の取組を「企業の最も重要な戦略の一つ」と捉え、事業活動の中に明確に位置付けた。尚、環境保全の取組として、事業活動へのインプットに関する項目、事業活動からのアウトプットに関する項目、環境経営システムに関わる項目に積極的に取組む事とした。

環境負荷と環境への取組結果を踏まえ、定めた環境負荷低減の為の中期目標は次の通りである。

1) 中期環境目標

基準年:2008年度(2008年4月～2009年3月)とする。

表3:中期環境目標

アウトプット項目	2013年度目標	2014年度目標	2015年度目標
温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)(kg)/売上高(百万円)	443.4	438.9	233.5
総廃棄物排出量(kg)/売上高(百万円)	27.7	26.9	26.1
総排水量(m³)/売上高(百万円)	3.77	3.74	2.89
機種ごと負荷物質含有部品の特定	3	3	3
機種ごと負荷含有部品の代替品調査	2	3	3
製品の研究・開発	1	1	1
環境負荷物質フリー宣言	1	1	1

二酸化炭素換算係数:0.332(kg/kWh)

※目標値は、横浜工場を含む。但し、2013年度群馬製作所へ統合予定のため、2015年度以降の中期目標は暫定とする

2) 環境への負荷実績

環境への負荷チェック

当サイトの業務内容は、製造業で、環境負荷として主に考えられるものは、温室効果ガス排出量、総廃棄物排出量、PRTR対象物質排出・移動量及び総排水量が該当する。これらのことより環境負荷数値として捉えたものは表4、5のとおりである。

当サイトの環境負荷の概要は、次のとおりである。

(二酸化炭素)

- ・二酸化炭素排出量の内訳は、購入電力から64%、残り36%が化石燃料(LPG、軽油等)である
- ・電力使用量の内訳は、塗装棟(倉庫含)43%、組立棟39%事務所15%その他3%である
尚、主な電力消費設備としては、コンプレッサー、塗装設備、照明、溶接機、立体倉庫が挙げられる
- ・LPGは、主に乾燥設備燃料として使用

(産業廃棄物)

- ・当サイトの主な産業廃棄物は、汚泥、廃塗料、廃油、廃シンナー、廃プラスチック、金属くずである
- ・100%リサイクルできない産業廃棄物は、主にガラスくず、有価物取引のできない金属くずである
- ・今期は、廃棄物量の最終処分量が0であった(100%リサイクル)

(一般廃棄物)

- ・紙ごみは、塗装工程でのマスキングゴミがほとんどを占める

(化学物質)

- ・化学物質として排出している主な物質は塗料、シンナー、シール材に含有するものである
廃油はほぼ100%リサイクル。廃シンナーは有価取引開始

(総排水量)

- ・主な排水は塗装前処理洗浄排水、生活排水、製品検査/検量/テスト用水である
(総排水は水使用量にて代用する)

コア指標

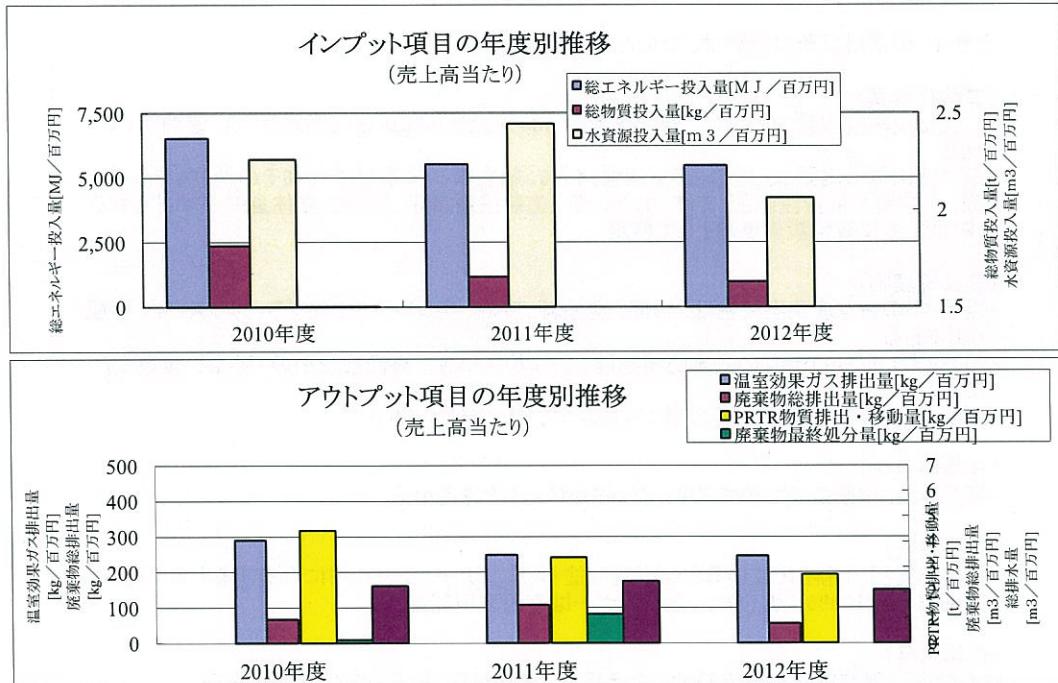
表4: インプット項目

インプット項目	単位	2010年度	2011年度	2012年度
総エネルギー投入量	MJ	48,157,987.0	45,678,682.0	46,659,338.2
売上高当たり	MJ/百万円	6,523.8	5,518.7	5,477.9
総物質投入量	t	17,484,457.0	9,649,957.7	8,281,222.0
売上高当たり	t/百万円	2,368.6	1,165.9	972.2
水資源投入量	m ³	16,688.0	20,237.0	17,541.0
売上高当たり	m ³ /百万円	2.3	2.4	2.1

表5: アウトプット項目

アウトプット項目	単位	2010年度	2011年度	2012年度
温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)	kg	2,141,156.8	2,056,260.9	2,088,471.0
売上高当たり	kg/百万円	290.1	248.5	245.9
PRTR物質排出・移動量	kg	32,775.6	28,004.0	22,374.7
売上高当たり	kg/百万円	4.4	3.4	2.6
廃棄物総排出量	kg	498,751.0	895,653.0	474,244.0
売上高当たり	kg/百万円	67.6	108.2	55.7
廃棄物最終処分量	kg	1,020.0	9,490.0	0.0
売上高当たり	kg/百万円	0.1	1.1	0.0
総排水量	m ³	16,688.0	20,237.0	17,541.0
売上高当たり	m ³ /百万円	2.3	2.4	2.1

二酸化炭素換算係数: 0.332(kg/kWh)



3) 環境への取組状況

環境への取組の自己チェック結果

環境省発行の「環境への取組の自己チェックリスト」を用いて環境への取組について自己チェックした結果の概要は次の通りである。

表6:環境への取組の自己チェック結果

総合結果: 369 / 609

施 策(大項目)	大項目 結果	施 策(中項目)	中項目
			結果
1. 事業活動へのインプットに関する項目	195/298	1)省エネルギー	95/153
		2)省資源	44/54
		3)水の効率的利用及び日常的節水	32/48
		4)化学物質使用量の抑制及び管理	23/43
2. 事業活動からのアウトプットに関する項目	88/162	1)温室効果ガスの排出抑制、大気汚染の防止	15/35
		2)廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理	51/90
		3)排水処理	18/33
		4)その他生活環境に係る保全の取組等	3/4
3. 製品及びサービスに関する項目	74/155	1)グリーン購入(環境に配慮した物品等の購入、使用等)	23/44
		2)製品及びサービスにおける環境配慮	51/111
4. その他	12/46	1)生物多様性の保全と持続可能な利用の取組	0/9
		2)環境コミュニケーション及び社会貢献	12/28
		3)施工・事業主における建築物の増改築、解体等にあたっての環境配慮	0/8

表の見方

当サイトに関する環境保全に関する個々の施策毎に、既に取り組んでいる場合は2点
さらに取組みが必要な場合は1点、取り組んでいない場合は0点として、各施策毎に集計し、環境への取組に関する施策の実施度合いを示した。

また、各取組チェック項目の重要度に応じ、3点～1点の重み付けを行った。
当サイトに関する施策を全てもしくは概ね実施している場合は、満点となる。

5. 環境活動計画

当サイトの主要な環境保全に向けた具体的な取組内容を以下に示す。

1)温室効果ガス排出量削減

- ①工場棟の電力削減
- ②事務棟の電力削減
- ③塗装棟の電力削減
- ④フォークリフトの消費燃料の削減

2)廃棄物総排出量削減

- ①事務所棟内の紙ごみの削減
- ②工場内の端材管理
- ③調達方法の検討

3)総排水量削減

- ①検量検定、検査工程で使用する工業用水の管理
- ②雨水の利用
- ③上水の使用量の削減

4)グリーン購入による化学物質の使用量の削減

- ①環境負荷物質の理解
- ②環境負荷物質含有調査
- ③車体工業会にてトレーラ機種における環境負荷物質フリー宣言の実施

5)環境配慮設計製品の開発

- ①高容積方ウイングトラック
- ②28kl短尺タンクトレーラ、3軸リフトアクスルタンクトレーラ
- ③3軸リフトアクスルダンプトレーラ

6. 環境目標の実績とその評価

今年度の活動を環境管理責任者と環境担当事務局が環境目標の実績の評価を行った。

評価結果は次の通りである。

表7:環境目標の実績とその評価

No.	推進項目	単位	今年度目標	今年度実績	評価
1	温室効果ガス排出量の削減 (売上高当たり)	kg／百万円	443.4	381.0	○
2	廃棄物総排出量の削減 (売上高当たり)	kg／百万円	38.7	37.5	○
3	総排水量の削減(水使用量) (売上高当たり)	m ³ ／百万円	3.77	2.75	○
4	機種ごと負荷物質含有部品の特定	件	2	2	○
5	機種ごと負荷含有部品の代替品調査	件	1	1	○
6	製品の研究・開発	件	1	1	○
7	環境負荷物質フリー宣言	件	0	0	○

※実績値は、横浜工場を含む。

二酸化炭素換算係数:0.332(kg／kWh)

- ・「廃棄物総排出量の削減」の実績値が目標値の5%減で目標達成
- ・「温室効果ガス排出量」が目標値の8%減で目標を達成

7. 環境への取組結果、次年度の取組内容

- ・エネルギーチーム :組立棟、塗装棟の省エネ型照明への交換、照明、エアコン、ストーブパトロールの実施
灯油配給量の削減、LPGフォークリフト、構内車の燃費向上管理
- ・廃棄物削減チーム :廃棄物パトロールの実施による、分別ルールの徹底、事務棟紙ごみの分別ルールの徹底、紙ごみの有価売却の推進、薬液管理による前処理汚泥量削減、木パレットの譲渡による総数削減
- ・水削減チーム :工業用水、上水入水量の測定における異常の早期把握、上水蛇口元バルブの締め込みによる節水、節水を意識できる啓蒙チラシの作成
- ・製品対応チーム :環境負荷物質低減活動の啓蒙チラシの作成、PRTR法勉強会の実施とMSDSデータベースの更新、タンクトレーラ、タンクローリ機種の環境負荷物質調査と代替品調査
環境配慮製品の開発

次年度の取組内容

- ・フォークリフトを含めた工場内車両の燃料消費量管理と削減の継続
- ・夏季の節電対策
- ・工場の電力使用量の削減
- ・工場外からの納入部品積載状態の効率化と工場内物流管理
- ・端材管理による廃棄物削減
- ・事務棟内の紙ごみ削減継続
- ・前処理薬液と処理薬液の管理継続と塗装ブース清掃周期設定による汚泥量の削減
- ・検量検定時の工業用水の管理と節水
- ・前処理時の工業用水の管理と雨水利用
- ・事務棟内の節水
- ・環境負荷物質の削減(PRTR法の理解と負荷物質の削減とグリーン調達の実現)
- ・環境負荷物質フリー宣言機種の拡大
- ・輸送効率向上製品の販売、改良
- ・MSDSデータの適切な管理

8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

環境関連法規の順守状況は、12年4月および13年4月にチェックリストにて確認。

その時点では環境関連法規への違反は無し。

なお、関係当局より違反等の指摘は、当サイト操業開始以来11年間無し。

表8:環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

内 容	前年度までの結果	今年度の結果
法律違反の有無	無	無
訴訟の有無	無	無

表9:環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無の一覧

NO.	法律名	質問内容	該当の有無	違法状況
1	公害防止組織整備法 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	・製造業(物品の加工業も含む)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業をおこなっているか。	有	○
		特定公害発生施設を設置している特定工場か。(一覧添付)	有	○
		公害防止統括者及び代理者を選任・届出しているか。	有	○
		公害防止管理者及び公害防止主任管理者の有資格者がいるか。 都道府県の立ち入り検査が過去にあったか。	有	○
2	循環型社会 形成推進基本法	原材料が廃棄物とならないようとしているか。	有	○
		廃棄物とせず、資源となったものをみずからリサイクルシステムで利用しているか。	有	○
		廃棄物となったものは適切に処分しているか。	有	○
		設計や素材の成分表示などでリサイクル促進をすすめているか。	有	○
		循環資源の利用ができる場合に事業活動に際して循環的な利用をおこなっているか。	有	○
		エコ商品を使用しているか。	有	○
		循環型社会に貢献する努力をしているか。(具体的な内容を記載する。)	有	○
3	廃棄物処理法	・廃棄物を排出しているか。	有	○
		・廃棄物を排出する事業者の場合、 1. 事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任で適切に処理しているか。	有	○
		2. 事業活動によって生じた廃棄物の再利用などしているか。	有	○
		・産業廃棄物の場合、 1. 産業廃棄物の保管を適切に行っているか。	有	○
		2. 保管場所には廃棄物の種類、管理者名、連絡先などを明示した掲示板があるか。	有	○
		1. 収集運搬者、処理業者への委託が許可を受けた者であるかどうかの確認はしているか。	有	○
		2. 収集運搬者、処理業者と個別に委託契約を結んでいるか。	有	○
		3. 管理票(マニュフェスト)を交付しているか。	有	○
		・特別管理産業廃棄物について 1. 処理基準をみたしているか。	有	○
		2. 特別管理産業廃棄物排出事業場において特別管理産業廃棄物管理責任者を置いているか。(厚生省による資格)	有	○
		3. 所定事項を記述した帳簿を備えているか。5年間の保管を守っているか。	無	○
		4. 所定事項を記載した報告書を毎年5月末日までに都道府県知事に提出しているか。	無	○
		5. マニュフェストを作成しているか。	有	○
		・特定施設があり、公共用水域に水を排出しているかいかないか。	有	○
		・貯油施設(重油その他政令で定める油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めたもの)などを設置する事業所から事故などにより油を含んだ水を排出する事業場かどうか。	有	○
4	水濁法	・特定施設にかかるないか。	有	○
		(有害物質を含む汚水や廃液を排出する施設、その他生活環境に被害を生ずる恐れがある汚水や廃液を排出する施設で政令で定めるもの)	有	○
		・特定施設の届出(設置届、変更届)をしているか。	有	○
		・汚染状態の測定及び記録はあるか。	有	○
		・排出基準を遵守しているか。 1. 排水基準 ③ 条例などはないか。基準にそっているか。	有	○
		・事故時に応急措置を行い、届出をおこなったことがあるか。	有	○
		事故時の応急措置マニュアルを整備しているか	有	○
		公共用水域にし尿及び雑排水を放流しているか。	有	○
		浄化槽を持っているか。	有	○
		浄化槽を工事し、保守、点検、清掃しているか。	有	○
5	浄化槽法	指定検査機関であるか。	有	○
		浄化槽の設置、構造等の変更を知事等への届出をしているか。	有	○
		指定検査期間の水質検査を受けているか。	有	○
		浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検等を行っているか。	有	○

NO.	法 律 名	質 問 内 容	該当の有無	遵法状況
6	騒音規制法	・政令で指定した特定施設(一覧添付)を有しているか。	有	○
		・指定地域内の特定施設設置時に届出をしているか。	有	○
		・変更届をしているか。	有	○
		・規制基準を遵守しているか。(うわのせ条例基準を遵守しているか)	有	○
7	振動規制法	・政令で指定した特定施設(一覧添付)を有しているか。	有	○
		・継続的に一定の業務のために使用される場としての事業場をもつているか。	有	○
		・指定地域内の特定施設設置時に届出をしているか。	有	○
		・変更届をしているか。	有	○
8	PRTR法	施行令3条に定めた業種であるか。(製造業、燃料小売業、機会修理業、商品検査業、自然化学研究所、鉄道業、金属鉱業、原油及び天然ガス鉱業、下水道業、一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者であるか。) 以上にあてはまり、常用雇用者数21名以上であるか。	有	○
		1.第1種指定化学物質の年間1トン以上の取り扱いがあるか。(第1種指定化学物質参照)	有	○
		第一種指定化学物質取扱業者において、事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量および移動量の把握をしているか。	有	○
		指定化学物質の譲渡に際し、MSDSを提供しているか。	有	○
		指定化学物質等の管理状況を届出しているか。	有	○
		消防法に規定する危険物を指定数量以上貯蔵またはとりあつかっているか。	有	○
		貯蔵、取扱所等の設置・変更のために市町村等の許可があるか。	有	○
9	消防法	危険物貯蔵・取扱を危険物施設の中でおこなっているか。	有	○
		危険物取扱者を設置しているか。	有	○
		貯蔵、取扱所の作業は危険物取扱者がその立会いのもとで行われているか。	有	○
		特定の危険物施設にあたる場合に危険物保安監督者をおいているか。	有	○
		危険物を取り扱っているか。	有	○
		危険物取扱又は保管施設として届け出しているか。	有	○
		危険物取扱者の有資格者がいるか。	有	○
10	高圧ガス保安法	高圧ガスを製造、輸入、貯蔵、販売、移動、消費、廃棄、または容器の製造取り扱いをしているか。(高圧ガスについては定義を参照)	有	○
		製造者の場合、	有	○
		1.新設変更に知事の許可が済みるか。	有	○
		2.定期的な保守検査と自主検査をしているか。	有	○
		3.危害予防規定を定めて知事に届出し、遵守しているか。	有	○
		4.保安統括者など適切な人を法廷責任者に専任しているか。	有	○
		5.従業員に保安教育を施しているか。	有	○
		6.帳簿への記載をしているか。	有	○
		7.危険時の措置及び届出をしているか。	有	○
		高圧ガスを置いているか。その場合には、	有	○
		1.貯蔵の基準に従っているか。	有	○
		2.知事への届出許可があるか。	有	○
		高圧ガスを使用しているか。その場合には、	有	○
		1.消費の20日前に知事へ届出しましたか。	有	○
		2.消費基準にしたがって施設の設置・維持をしているか。	有	○
		3.取り扱い主任者を選任し、届出て保安について監督させているか。	有	○
		4.定期的な自主点検をしているか。	有	○
		5.従業員に保安教育をおこなっているか。	有	○

NO.	法 律 名	質 問 内 容	該当の有無	遵法状況
11	安衛法	有害物質を扱っているか。 有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質など障害予防規則、粉塵障害予防規則、電離放射障害予防規則、化学物質などの危険有害性等の表示に関する指針(MSDS)の適用にあたるか。 ・有害物を取り扱い、有害な作業場において必要な措置を講じているか。 ・作業主任者をおいているか。 ・健康診断をしているか。	有 有 有 有	○ ○ ○ ○
12	公害犯罪の処罰法		有	○
13	公害被害補償法		有	○
14	条例(群馬県)(邑楽町)	廃棄物処理法、水渦法、浄化槽法、騒音・振動規制法、大防法、悪臭防止法	有	○
15	大気汚染防止法	・ばい煙をだす施設の届出(設置届・変更届)を出しているか。 ・揮発性有機化合物排出施設の届出(設置届・変更届)を出しているか。 ・測定結果に対して分析をおこなったか	有 有 有	○ ○ ○
16	改正フロン回収・破壊法	改正フロン回収・破壊法(エアコン・業務用冷凍機)	有	○
17	車体工業会の環境取り組み	・解体マニュアルの作成および公開 ・環境負荷物質の使用削除	有 有	○ ○
18	新明和グループ環境保全行動指針	新明和グループ環境保全行動指針に沿った環境活動を実施しているか	有	○

9. 代表者による全体の評価と見直しの結果

1. 管理責任者から最高責任者への報告

項目	報告事項
○環境活動計画の実施及び運用結果	
・エネルギーチーム	・組立棟、塗装棟の省エネ型照明への交換 ・照明、エアコン、ストーブバトロールの実施 ・灯油配給量の削減 ・LPGフォークリフト、構内車の燃費向上管理
・廃棄物削減チーム	・廃棄物バトロールの実施による、分別ルールの徹底 ・事務棟紙ごみの分別ルールの徹底 ・紙ゴミの有価売却の推進 ・葉液管理による、前処理汚泥量削減 ・木パレットの譲渡による総数削減
・水チーム	・工業用水、上水入水量の測定における異常時の早期把握 ・上水蛇口元バルブの締め込みによる節水 ・節水を意識できる啓蒙チラシの作成
・製品対応チーム	・環境負荷物質低減活動の啓蒙チラシの作成 ・PRTR法勉強会の実施とMSDSデータベースの更新 ・タンクトレーラ、タンクローリ機種の環境負荷物質調査と代替品調査 ・環境配慮製品の開発
○環境目標の達成状況	
・二酸化炭素排出量の削減	目標値に対して、10%減で目標達成。灯油の実績値が40%増で目標未達。
・廃棄物排出量の削減	「廃棄物総排出量の削減」の実績値が目標値の5%減で目標達成。 分別の徹底と有価売却推進活動により「紙ごみ」の実績値が目標値の3%減で目標達成。(有価売却の紙の実績値は、目標値の130%増で目標達成)
・総排水量の削減	「総排水量」、「工業用水」、「上水」の単体の実績値を含め目標を達成。

・製品の対応	タンクトレーラ、タンクローリの環境負荷物質調査、代替品調査完了により目標を達成。環境配慮製品の開発はバラ緩和LNGタンクトレーラにより目標達成。
○環境関連法規等の遵守状況	環境関連法規遵守状況チェックリスト (EA-13K-L-0002A) より、法令が遵守されていない項目はありません。
○外部からの環境に関する苦情や要望等	環境関連苦情等報告書 (EA-13K-R-0008A) より、平成24年4月1日から平成25年3月31までの1年間、地域周辺等からの環境に関する苦情や要望はありません。
2. 最高責任者から管理責任者への指示	
項目	指示事項
○環境方針	2012年4月2日制定版から変更指示は、特に無し。
○環境目標	中期環境目標を実施すること。
○環境活動計画	各チームともに、啓蒙活動を強化すること。 未達項目は、来期の活動計画への組み込みを検討すること。
・エネルギーチーム	月単位での目標値と実績を見る化し、啓蒙活動へ繋げること。 2012、2013年度と使用量の増加している項目の原因を追及し、来期の活動に繋げること。
・廃棄物削減チーム	紙ごみ分別に対して各人の意識向上を図り、排出量削減へ繋げること。 廃棄物バトロールを定着させること。
・水チーム	上水節水に対する啓蒙活動を強化すること。 雨水の利用方法を検討すること。
・製品対応チーム	タンクローリ、防衛省燃料給油車の環境負荷物質含有部品データを活用し、フリー宣言を目標に活動すること。
○環境経営システム	活動計画へのフォローを毎月確実に実施すること。

10. 社内菜園の取組み

従業員一人一人の意識向上と自然に優しい企業のアピールとして、工場内敷地で、野菜を栽培し社内の納涼祭で試食をした

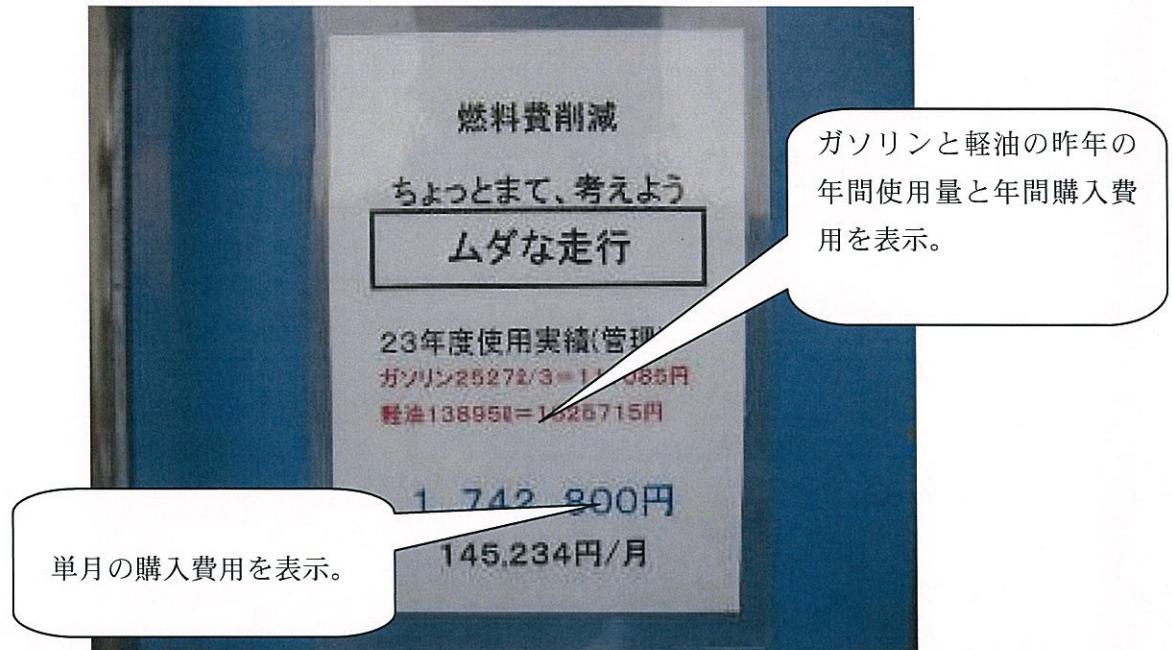
11. 横浜工場活動

横浜工場の環境活動概要

2014年3月末を目処に、群馬工場への統合を計画しているため、横浜工場の環境活動は、削減啓蒙活動を主として活動を実施

<横浜工場>EA21 燃料削減ポスター掲示

フォークリフトと構内トラクターヘッドの目立つ所に掲示した。



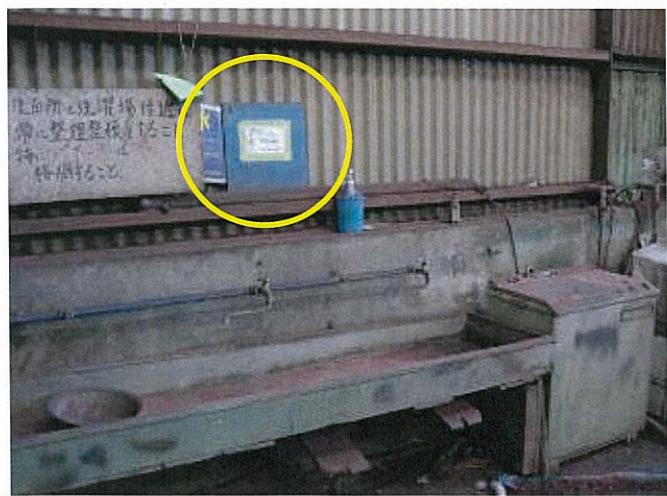
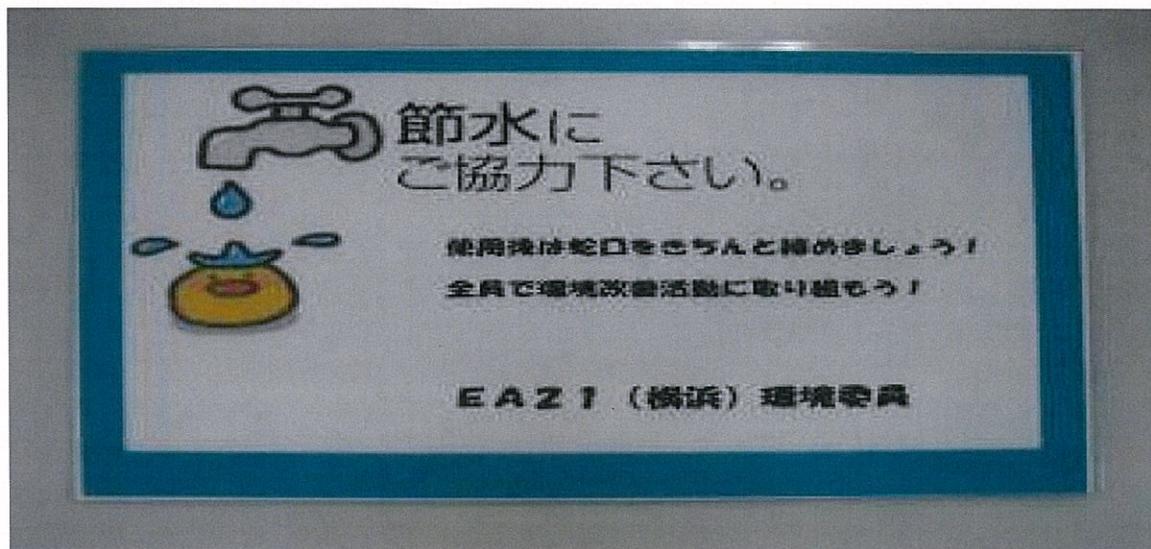
フォークリフト運転席



構内トラクターヘッド運転席側ドア

<横浜工場>EA21 節水ポスター掲示

現場と事務所の水使用量の多い場所にポスターを掲示し、節水を呼び掛けた。



現場の手洗い場



事務所の手洗い場

<横浜工場> 構内廃棄物分別表

ゴミの分別表				焼却処理		産業廃棄物							有価消却							累計			
				一般ゴミ		廃プラ			廃土	塗料缶類	金属くず 空カン	ガラス陶 磁器くず 空ビン	梱包 木材類	古紙・グランボール類		空 ペット	ペット キャップ	鉄屑 類	電線 屑	発泡 類	芯線 スプール	廃棄 蛍光灯	
No.	登録 No.	設置場所	管理責任者	一般 ゴミ	油吸収 ウエス	廃プラ 類	弁当 容器類	残シール 筒						段ボール 類	古紙 類								
1	2	サービス海	宅 準三	2			1														3		
2	49	A 3 # 1 中八	高橋 誠											1	1						2		
3	52	A 4 # 3 山	高橋 誠	1		1															2		
4	53	A 4 # 1 山	高橋 誠	1		1	1		1		1	1	(※)	1	1	1	1	2	1		13		
5	54	A 3 # 1 山八	高橋 誠		1					1											2		
6	58	A 9 山 (大和)	宅 準三	1		1					1	(※)	(※)				1	1				5	
7	80	A 事務所 山	高橋 誠								2	1					1	1				5	
8	82	A 5 # 3 海	高橋 誠	2					1		1	1	(※)				1	1	1	1		9	
9	83	A 5 # 2 山	高橋 誠	(△)					1		1	1					1	1			1	7	
10	85	木工場 海	高橋 誠	1										5	1	1			(△)			8	
11	86	油 庫 海	高橋 誠	2		1	1		1		1	1	(※)				1	1	2	1	1	13	
12	87	A 10 八中	高橋 誠	1	1					1												3	
13	88	旧木材倉庫 海	宅 準三	1					1										2			4	
14	89	旧木材倉庫 山	宅 準三	1		1					1											3	
			計	13	2	5	3	0	5	2	8	5	5	3	3	6	6	8	2	1	2	0	79

管理責任者 連絡番号

宅 準三 (内線 2920)

高橋 誠 (内線 5058)

(※) の 5 点は「回収容器の常設」は無いが、廃棄の許可がある事を示す。

(△) の 2 点は「回収容器の見直し」により、2010年 11月 以降に撤去された事を示す。

..「EA 21 本社 横浜サブ事務局」2010年 11月 作成の資料より、現状との変更点を示す。

廃 プラ 類 …… ビニール、ゴム 類、電線被覆、PPバンド など

梱包 木 材 類 …… 梱包材、パレット、床板残材 など

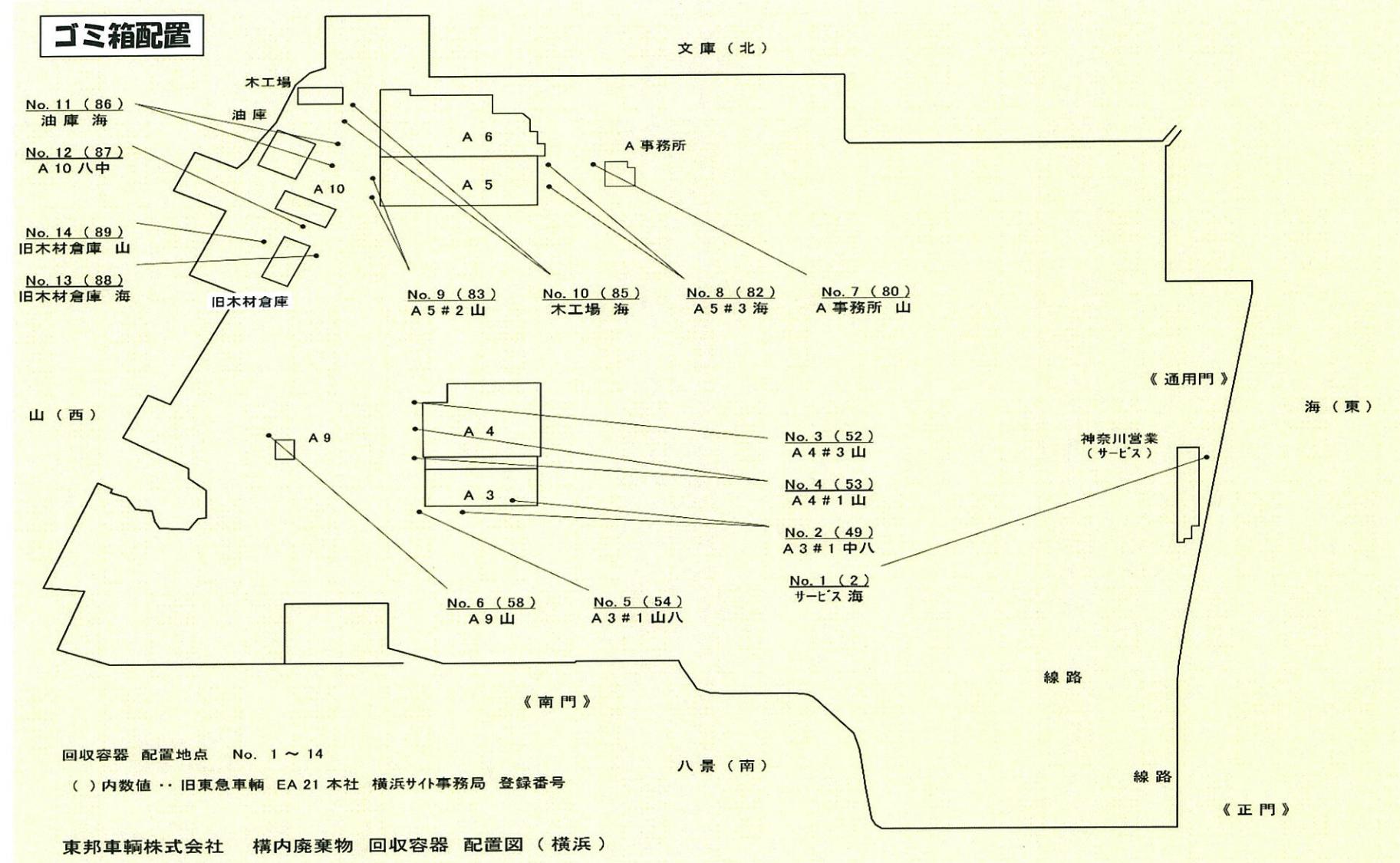
廃 土 …… 工場床の掃き寄せ、残溶接棒 など

塗 料 缶 類 …… 塗料空缶、残塗料 など

残 シール 筒 …… シールカートリッジ 空筒

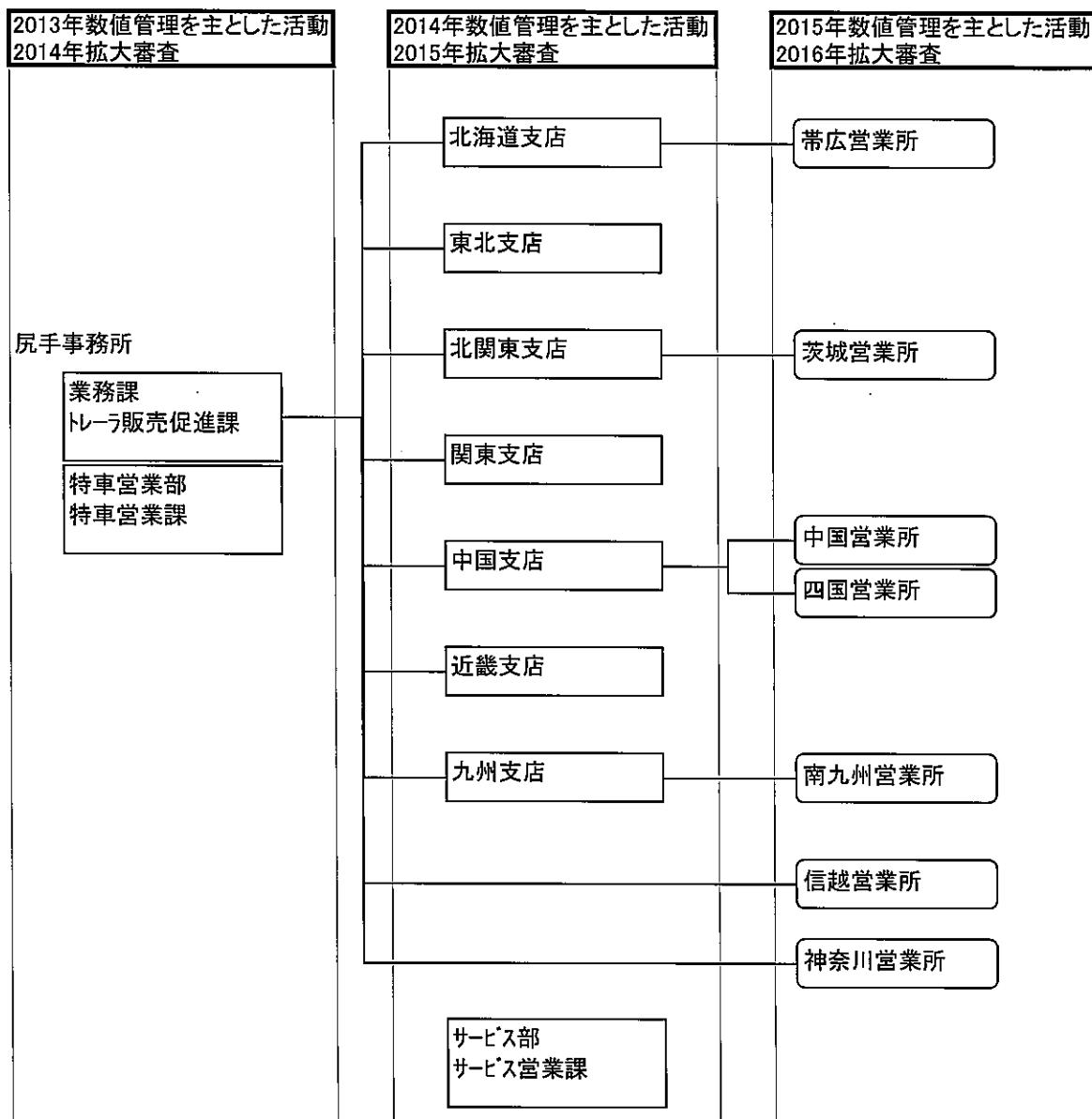
古 紙 類 …… コピー紙、図面、雑誌、新聞 など

鉄 屑 類 …… SS、SUS、AL、銅管 など（一部に分別あり）



東邦車輛株式会社 構内廃棄物 回収容器 配置図 (横浜)

12. EA21拡大審査の計画



※横浜工場の群馬工場への統合
※横浜工場統合に伴う中期目標の改訂

※印尻手事務所を含めた中期目標の改訂

※組織全体として中期目標の改訂